

広島県告示第百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十一条第四項前段の規定によつて、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

令和七年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	委 任 し た 事 務	委任した年月日
地域政策局都市圏魅力づくり推進課長 中田 健治	「「鞆・一口町方衆」応援プロジェクト」に係る現金の出納及び保管	令和七年二月一日